

令和6年度 資源団体回収の手引き



【重要なお知らせ】
資源回収補助金の申請について
変更点があります。
必ず内容をご確認ください。

目次

1	変更点 ←必ずチェック！	P. 1
2	補助金制度について 重量補助・回数補助	P. 2-4
3	登録内容変更手続きについて	P. 5-6
4	自然災害による回収中止の証明書について	P. 6

日進市役所 環境課 資源循環係

電話 (0561) 73-2883 (直)

FAX (0561) 72-4603

E-mail kankyo@city.nisshin.lg.jp

※申請書は日進市ホームページからダウンロードすることもできます。
<https://www.city.nisshin.lg.jp/departments/seikatu/kankyou/6/2/8/jigyos/5276.html>

電子申請は
すでに利用可能です！

1 変更点

ここが変わる！

- 1 補助金申請・団体登録変更届が**電子申請可能**になります。
- 2 補助金申請の**期限**が大きく変わります。

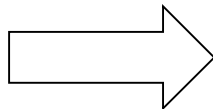
1 電子申請について（詳しくは、次ページ以降参照）

これまでは、申請のために窓口までお越しただいていましたが、電子申請システムを導入し、**窓口に来ることなくスマートフォンやパソコンで申請が可能になりました。**

※従来どおり紙での申請も受け付けます。

これまで

- ・紙の申請書に記入
- ・窓口での申請



これから

スマートフォン、パソコン
から、簡単申請！



2 申請期間の設定について（詳しくは、2ページ参照）

これまでは、申請期間を設けず、翌年度の4月10日まででしたらいつでも申請可能としていましたが、令和6年度より、**新たに申請期間を設けることとしました。**

申請期日が過ぎたものに関しては、**年度内の申請であっても、無効となってしまうため**、2ページの内容をよくお読みいただき、決められた期間内に申請してください。

2 補助金制度について

補助金には、重量補助と回数補助の2種類があります。

令和5年度3月分までの補助金の申請期限は、重量補助・回数補助ともに令和6年4月10日（水）までです。期限を過ぎた場合は、補助金をお支払いできませんのでご注意ください。

★重量補助

資源の回収量に応じて1キログラム当たり6円または10円を支給します。

【補助額】

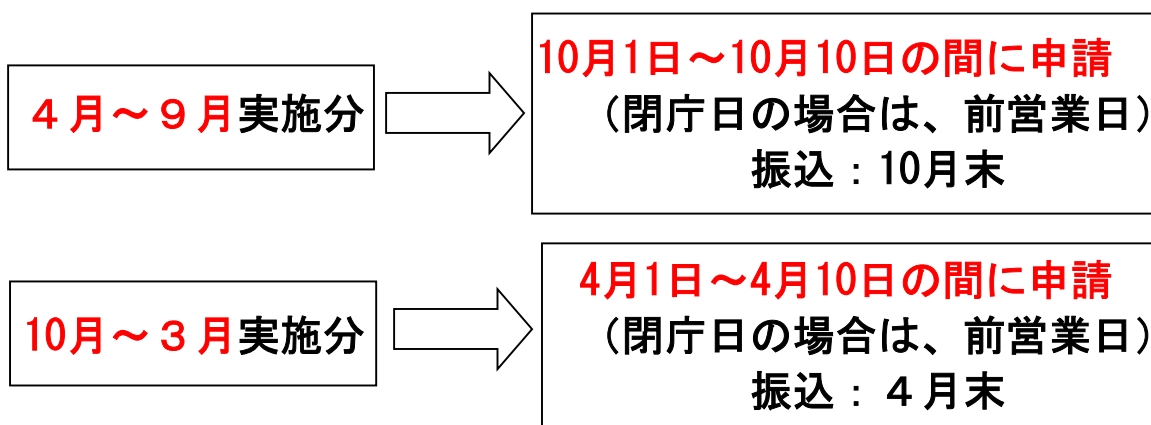
種類	補助単価
新聞	6円／kg
古布	6円／kg
段ボール	6円／kg
雑誌	6円／kg
紙パック	10円／kg

【注意事項】

- アルミ缶・スチール缶・シュレッダー古紙等は補助金の対象外です。
- 資源は家庭から出るものであること。店舗等から出る事業系の資源は、補助金の対象外です（小中学校含む）。
- 古紙類（新聞、段ボール、雑誌、紙パック）、古布はできる限り全品目について回収してください。

(1) 申請期間【重要】

令和6年度より申請期間が設けられます。期間を過ぎたものは、年度内の申請であっても無効となるのでご注意ください。



(2) 申請方法

※以下の2つの方法からどちらかをお選びください。

①電子申請（すでに利用可能です！）

あいち電子申請システムから申請を行ってください。



←ここからアクセス

②窓口申請

以下書類を窓口に提出してください。

- ・補助金交付申請書兼請求書(重量補助) ←様式が変わっています。
- ・仕切書又は計量証明書の原本

(3) 電子申請の注意点

- ①収集月ごとに申請を分けていただく必要はありません。まとめて申請ください。（月ごとの交付決定通知書の発行を希望される場合は月ごとに分けて申請してください。）
- ②収集量入力欄には、品目ごとの合計重量をそれぞれ入力してください。
- ③仕切書は、写真データ等でアップロードしてください。容量オーバーの際は、残りの写真添付欄をご使用ください。
- ④申請内容の控えが必要な場合は、申請後にPDFをダウンロードすることができますので、各自ご利用ください。

★回数補助

年12回以上、資源回収した団体には、18,000円を支給します。

令和5年度分の回数補助の申請は、令和6年3月の回収を終えた日から、4月10日(水)の申請期限までの間に提出してください。期限を過ぎた場合は、補助金をお支払いできませんのでご注意ください。

(1) 補助額

一律18,000円

(2) 申請条件

- ① 年12回以上の資源回収を行っている。
- ② 回数補助の対象となる資源回収の重量補助の申請をすでに行っている、または同時に行う。

(3) 申請方法

※以下の2つの方法からどちらかをお選びください。

①電子申請（令和5年度申請分から利用可能！）

あいち電子申請システムから申請を行ってください。

ただし、感染症の影響等により、実施回数に応じた交付の申請をする場合は、必ず「窓口申請」を行ってください。



←ここからアクセス

②窓口申請

補助金交付申請書兼請求書(回数補助)を提出してください。

(4) 回数特例 ※窓口申請のみ可

新型コロナウイルス感染症の影響等により、12回以上の回収を予定していたにも関わらず規定の回数を満たせない時は、やむを得ないと市長が認めた場合に限り交付対象とさせていただきます。回数補助の申請をされる際に、別紙理由書を添えてご提出ください。

補助額

1回あたり1,500円とし、1年度あたり12回18,000円を上限として実施回数に応じて交付させていただきます。

例：コロナの影響で4月・5月に事業で実施することができなかった場合
1,500円×10ヶ月分＝15,000円が補助額となります。

3 団体登録内容変更手続きについて

※変更がない団体は、年間回収予定表のみ提出してください。

(1) 申請方法

※以下の2つの方法からどちらかをお選びください。

①電子申請（すでに利用可能です！）

あいち電子申請システムから申請を行ってください。

「変更届」と「年間回収予定表」の両方を提出してください。



← 変更届



← 年間回収
予定表

②窓口申請

以下の書類を窓口に提出ください。

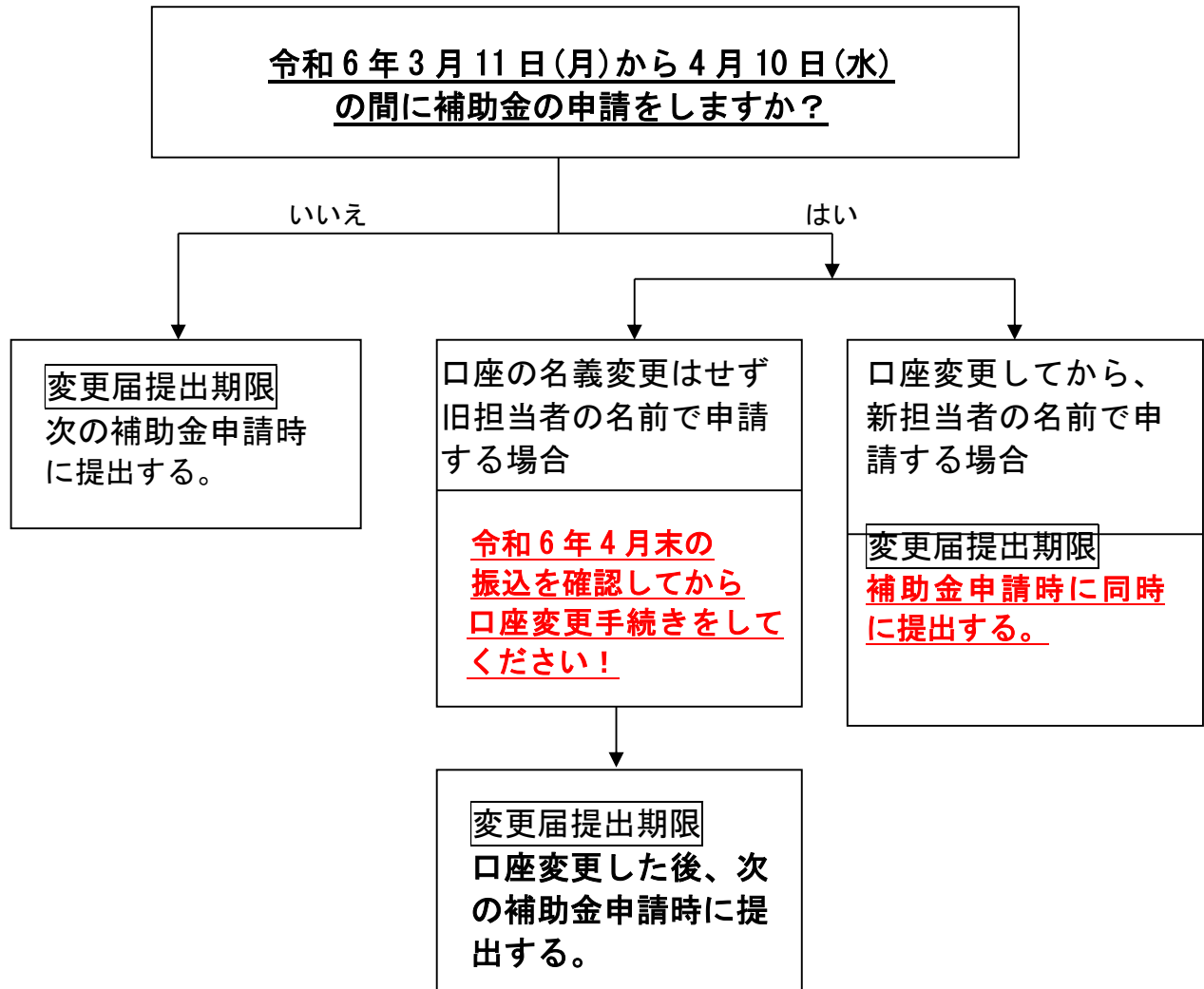
(2) 提出書類（窓口申請の場合のみ）

- 資源ごみ回収団体登録事項変更届
- 年間回収予定表
- 補助金の振込先の確認が取れるものの写し
(通帳の表紙を一枚開いた見開きの部分の写し)

※通帳の名義の変更がある場合は、書換えを済ませてから変更届を提出してください。

※補助金を申請してから振込までの間に、通帳の名義の書換えを行ってしまうと補助金の振込みができなくなりますのでご注意ください。

団体登録変更手続きのフローチャート



4 自然災害による回収中止の証明書（業者都合）

回数補助は月1回以上の資源回収を行うことが条件となっていますが、自然災害（台風、大雨、積雪等）により、予定していた資源回収業務をやむを得ず実施できなかった場合は、証明書を市役所環境課へ提出してください。

提出書類

- 資源団体回収中止にかかる証明書
※必ず資源回収業者に押印してもらってください。